

さに待望の書であったといえる。そこに示された鋭い問題点と、種々の創見は新しい仏教史研究の方向を打出してお

り、今後の近世・近代仏教史研究の基点となるものであらう。

— 昭和仏教全集 —

「仏教と平和」を読んで

遠 藤 教 温

昭和仏教全集の第三部九、藤井日達集として出された本書を読んで、大きな感動を受けたのは、一文一句からほとばしるような著者の信仰の気迫と情熱のすばらしさに触れることができたからである。

明治維新以来の日本の近代化は不幸にも常に戦争と結びついてきたが、その時代に出家し、正法弘通を志した著者の半生は、一言でいえば「撃鼓宣令」につきるといっていい。

本書に収録されている昭和四年から昭和四十年に至る各

文章が、それを余すところなく伝えている。日本山妙法寺山主藤井日達上人のひたすらな伝道生活の厳しさと八十何才かの今日、ますます燃えさかる信仰の熱情は文中に脈々と流れ、行間に溢れ出している。それはおそらく読む者の胸を打たずにはいけないであろう、そして読者自身に、仏教者がいかにあるべきかを問わずにはいない。

「私の今生一期の自行化他にわたっての南無妙法蓮華経は、まったくこの『撃鼓宣令、四方求法』の半偈の経文に尽きます。城邑聚落、いずこにても、相見る人々に対し、

鼓を撃って南無妙法蓮華経と宣令いたしました。

ないし四海の外、十方諸國の人々のためには、かれよりも招待もされず、これからも派遣されずして、一万里の波濤を越え、幾重の山河をしのいでかの國に渡り、また鼓を撃って南無妙法蓮華経と唱えました。

しかしながら世界は広く、我が身は小さく、この周旋往返するところは大海の一滴にも過ぎませんでした。しかも人生八十を越えて一期の寿命、朝露の光を待つばかりであります。しかしながら我が誓願は破れません。

必ず生を替え、世を重ねて、十方世界に周旋往返して撃鼓宣令いたします。」(三大秘法抄管見)

この弘通伝道の生涯が、他の多くの仏教者と異って、更にその尊さを増すのは、「兵は凶器なり、用ふべからず。妾に之を用ふれば必ず亡ぶ」との確信が、その生涯を貫き通している点である。

「日本國の前途もはたまた世界人類の前途も、今日もなお劍の福音を信じて妾に兵を用うるならば、一刹那にしていっさいは大火炎の中に滅亡してしまわねばなりません。叫ばねばならぬ事はこれからであります。」と、その緒言を結んでいる本書は、その意味で正法弘通の宣言の書であり、日本と世界人類の平和への叫びの書であるということ

ができよう。

周知のように日本山妙法寺の黄色い法衣と撃鼓唱題の姿は、米軍基地反対の行動や、原水爆禁止運動の中で象徴的な存在にさえなっている。十数年前、流血の砂川で一人の尊い犠牲者を出した。あまりにも貴重なその犠牲は、まさに至難の殉教者であった。

現代の社会のなかで、非暴力・不殺生の旗を高く掲げ、太鼓を撃ち続け、唱題を続ける姿は、布教態度としての新たな意味と方向とを我々に示してはいはしまいか。

非暴力、不殺生の著者のゆるがぬ信念と叫びは、本書の生命であり、美しい輝きである。

著者は「ワルダ日記抄」でガンジー翁との会話を語り、「平和国家建設の方針」で、インドの独立運動を高く評価し、その偉大な指導者としてガンジー翁を讃えている。そして、「ガンジー翁の意見は、またもって、日蓮大聖人のいわゆる立正安國の宗旨に符合するものであります。」と述べ、「まさに来たらんとする世界恒久平和建設の指導者が日本國、わが日本民族、わが日本の仏教が、その尊嚴なる使命を負えることを明々白々に宗教的予言として、七百年の往昔に、世界に向かって、神明に対して、宣説せられたる未來記が、すなわちかの弘安三年の『諫曉八幡鈔』

であります。」という。

さらに「第三次世界大戦の悲劇の後に、まさにきたらんとする世界の大革命の実践方法としての様相は、口には南無妙法蓮華經と唱え奉り、身には但行礼拜の不軽菩薩の行規を行じ、意には汝らが所行はみな菩薩の道にして、まさに作仏することをうべしと信じて、一切衆生の仏性を敬い一乘の強敵、鬪争の怨敵の、仏性を開發せしむることでありませぬ。」

「われらが南無妙法蓮華經と唱へることは論理体系、思想体系ではありません。それは天下泰平、国土安穩の實際的行動の唯一の方法であります。南無妙法蓮華經は教学の問題ではなくして、平和国家建設の行動であります。」(平和国家建設の方針)と主張する。

繰り返して強調する非暴力、不殺生は、著者の中で戦争への抵抗と非妥協の姿勢となって血肉化されている。平和を口にし、非暴力をいう人は多い、しかし、それが厳しい情況の中で妥協し、抵抗から抜け得るための言い訳となつたならば、それは謗法の道であらう。

著者の姿は尊い。

本書を読みながら、終始ベトナム仏教徒のことが私の頭を去らなかつた。独立と自由と平和をめざすベトナム仏教

徒のなかで、非暴力、不殺生をつらぬくとは、どうあらねばならないのであろうか。彼らに学ぶところは大きい。

ところで、すでに引用した文章でもわかるように、本書では、現実の具体的な政治、経済、社会の問題としての戦争と平和、仏教徒の平和の願望と正法宣布とが、經典や御遺文から直線的に引き出され、結ばれている。私にとつては、あまりにそれが唐突なように感じて、文体や表現の独特さとともに読みにくかつたが、実は經文と現実の事象とを結んでいる直線の飛躍に著者の真骨頂がある。その飛躍の中にこめられているものは、經典や御遺文に対する著者の態度——針ほどの疑いもない經典への忠実さ——と、伝道生活の中で重ねている宗教体験などではないだろうか。西天開教は末法万年の初めにあって法華經の行者に負わされた仏祖の大使命である、と単身西天開教の大誓願を發して日本をあとにした著者のその後の苦難は大へんなものであつたにちがいない。

「妻子のある者は妻子を遠ざけ、父母のある者は父母を離れて、ただひたすらに法鼓を撃つて、南無妙法蓮華經南無妙法蓮華經と唱えて修行する立正安國のご祈念に、酬われてくるものは「喧噪」の制止であり、「売名」の讒言であり、刑事の尾行であり、署長の説諭であり……: 広宣流布

の本願を達せんがためには、幾度か、獄囚の毀辱を受けねばなりません。……生活の悲惨、修行の困難、世間の怨嫉官憲の迫害、病患、墳墓、退転等、つらつら観ずれば、皆これ我不愛身命の一句の経文の千様万態の体達であります。(身命)

「仁王護国鈔」はこうした日本山妙法寺の姿勢と著者自身の信念が痛烈な論旨で書き記されている。

これは昭和十一年、関東局が大連の日本山妙法寺を、①宗務院に籍がない、②適当な代理者を置いていないなど、理由に廢寺にするとの意見に対する反論として書かれたもので、当時の既成教団への厳しい非難も含めて氣迫に満ちたものとなっている。

「満州国の教化指導は蓋し容易の事に非ず、日本歴史空前の大事とも謂つ可き日本民族始めて転じて能化の位置に立て、近くは東亜大陸に遠くは一閩浮提に如来滅後凡そ三千年にして、日本の仏法を广泛宣传せしむ可き第一着歩なり。日本の仏法は立正安国の撃鼓宣令なり。」

「満州国の化導に凡そ二門を開く可し。一門は在來の満州支院道士廟の宿弊たる山林遁世の生活を転向して十字街頭に奮迅して如来の正法を宣説せしむべし。満州国の寺廟觀様をして悉く立正安国の祈念の大法鼓を撃たしめんこと

……他の一門は満州の日本人をして彼の宿醉たる貪利求財獵官放逸の朦朧を覚醒せしめ、日本民族の精神生活を指導すべし。」

こうした意図で撃鼓宣令の道を歩んできた日本山妙法寺は「徒に内地の既成宗団の移転には非ざる可し」「関東局の当局が一時の便法として創立を黙許せしものには非ず、新時代に応じ、新國家に相即して特に教化宣伝の一門を開いて関東局の公認を経たるものなり。」

まして、「政教分離の今日毫厘も寺院の経営に政府の恩沢を被らずして其興亡ともに全く國民信仰の自由意思に由るを以て、猶ほ個人経営の商店の存亡興廢に對して政府当局より、妄りに無要の干渉を為すべからざるが如くなるべし。何が故ぞ精神文化の根源たる可き宗教のみ信教自由の明文の下に在り乍ら盲目なる当局者の為に寺院建立の自由を奪はるのみならず、未だ國家の安寧秩序を毛頭紊ること無くして、忽ち廢寺の暴令をさへ被らざる可からざるや。嗚呼禍なる哉、宗教信仰の蹂躪やがて又満州國精神文化の破壊を來さしめんことを。」

「眞金は水火の試練並びに堪えて其光輝を失はざるが如く、日本山妙法寺も今や正に関東局の為に猛火の試練に當面したり。日本山妙法寺の信仰修行は是に由って評量せら

るべし。庵寺の迫害を恐るること勿れ。樹下石上も即是道場なり、若白衣舎も即是道場なり。山谷広野も即是道場なり。……」

「官庁なる者は何の法規を楯にして斯の如く神聖なる可き宗教に対して傍若無人の言語を弄するや。」

「よしや関東局の法規の上に僧侶法師の適任不適任を判決するの権利が教育課長の臆断に委せられたりとするも、我はこれ近く宗祖大聖人の御弟子にして遠く釈尊法王の子孫なるが故に、地方庁の一俗官吏の鼻息を伺うことを敢てせず。非合法規の誹は受くるとも非仏弟子の振舞は為す可からず。」

昭和十一年、すでに前年に国内では大本教が不当な弾圧を受け、ますます日本の軍國主義が進みつつあった年、これだけ見事な抗議をなしたことは驚くばかりである。

そして例えば、私は次のようなことには感激せざるを得ない。

「日本山妙法寺の門は官庁の認めて不適任なりと云う者の為の開かれたるに非ずして現在止住せる弟子の如き官庁の認めて不適任なりと云う輩の為に開かれたり。……彼の官庁の認めて不適任なりと云う仏弟子をして他日眞正護法の菩薩たらしめんことを誓ふ。……不肖なりと雖も我一念

の誓願豈我が不肖の弟子を化導開悟せしむること能はざらむや。実に日本山妙法寺の道場は是の如き不適任と呼ぶる我弟子の止住修行せんが為に建てられたる道場なればなり。」

長々と引用したこの「仁王護国鈔」に私は多くのことを学んだ。

最後に、二、三の疑問を出してみた。

一つは、「道法正義の道場に必然国家組織を要するが故に、遂に満州国を建設して道義国家の光明を放たしめんとす。此義を大乘佛法の立正安國と称す。」と、「満州国建国の如きも一面政治経済的見地よりみれば或は是れ日本國の傀儡に過ぎず、到底其独立を承認す可からずと云ふ議論滔々たる世界万国に漲る声ならずや。」との問を私はどう考えたらよいのか卒直にいつてよくわからないこと。

一つは、「國王の裁可を経て國家の權威を振ひ……謂はく思想教導の講演、謂はく精神作興の詔書の講演、浪曲師的對話、管長の任命、囑託講演等を為して民心を慰撫せしめんとす。甚しきは勞資調和、小作争議の調停等の為に比丘比丘尼を使役せんと欲す。」や、先掲の信仰の自由に關する指摘などと、「物質文明の進歩は往々にして理想信仰の賊害となりぬ。佐野学の日本古代史の研究の如き、美濃

部達吉の憲法提要の如き其適例なり。」や、

「繫縛専門の法制獄囚適用の任免の下、いかでか護国の
正法、誠諦信仰發る可き、其所に興る可きものは官憲を誑
惑する姦祠邪教なるべし。維新已來發生せし天理、大本、
金光、天照教等の正態末路を見よ。」などとの間に矛盾が
あるように思ふこと。

これらは、私自身が不勉強なために出てくる疑問にすぎ

ない。

それよりも、すでに繰り返し述べているように、この
「仁王護国鈔」の全体を通してみられる、権力の迫害に動
じない態度、既成教団への批判と、強い護法の念頭に頭が
下るほかはない。本書から私は学ぶべき点の余りに多いこ
とをもう一度記して終りたい。